

7 用語の解説

行	用語	説明
あ	SNS (P. 6)	ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型サービス。
	M字カーブ (P. 7)	女性の労働力率・就業率が、結婚や出産の時期に一度低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇すること。
	LGBT (P. 21)	Lesbian(レズビアン:女性同性愛者)、Gay(ゲイ:男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル:両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー:身体の性と心の性が一致していない人、どちらの性別にも違和を感じる人)の頭文字をとって組み合わせた言葉。Sexual Orientation(性的指向)とGender Identity(性自認)の頭文字をとった「SOGI」という表現もある。また、LGBT以外にも、自分自身の性を決められない・分からずの人などさまざまな人がいる。
	エンパワーメント (P. 2)	個人が自分自身の力で問題や課題を解決できる社会的技術や能力をつけること。
さ	JKビジネス (P. 8)	児童の性を売り物とする営業の一つ。主として「JK」、すなわち「女子高校生」など未成年者を雇い、表向きには、性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、性的サービスを客に提供されること。
	ジェンダー (P. 2)	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がある。その一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。
	事業主行動計画 (P. 3)	企業が、従業員の仕事と子育ての両立を図るために雇用環境の整備や子育てをしていない従業員を含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、計画期間、目標、その達成のための対策と実施時期を定める計画。
	持続可能な開発目標 SDGs(エス・ディー・ジーズ) (P. 2)	2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成される。
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法) (P. 1)	自らの意思によって職業生活を営み、又は、営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることが目的。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本法方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。10年間の時限立法 平成27年(2015年)9月4日公布・同日施行

行	用語	説明
さ	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) (P. 39)	生涯を通じて、男女が互いの性を理解し合い、身体的、精神的、社会的に良好な状態で、満足できる性生活が確保されるとともに、避妊・妊娠・中絶・出産の過程において、自ら「いつ」「何人」「子どもを産むか産まないか」を決定する権利。
	性別による固定的役割分担意識 (P. 1)	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、固定的な考え方により役割分担を決めること。
	積極的格差是正措置 (P. 30)	さまざまな分野において活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し活動に参画する機会を積極的に提供するもの。なお、推進条例第16条においても積極的格差是正措置に関する規定を設けている。
た	多様な性 (P. 21)	性には、①身体的な性(生まれたときの身体的特徴による性)②こころの性(自分が認識している性)③表現する性(言葉遣いや髪形、服装など、自分が表現したい性)④好きになる性の4つの要素がある。身体的な性とこころの性が必ずしも一致するわけではなく、好きになる性も異性とは限らない。性の方は、人の数だけバリエーションがあり、多様な性が存在する。
	デートDV (P. 8)	交際相手など親密な関係にある相手からの暴力。(身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力など)
	ドメスティック・バイオレンス/DV (P. 1)	配偶者や恋人など親密な関係にある、又は、あつた相手からの暴力。(身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、子どもを利用した暴力など)
は	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法) (P. 4)	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。平成13年(2001年)10月13日施行
	配偶者暴力相談支援センター (P. 4)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に義務(市町村に努力義務)づけられているDV被害者救済のための拠点施設。センターでは次の業務を行う。 ①相談②医学的・心理学的な指導③一時保護④自立支援のための情報提供・援助⑤保護命令制度に関する情報提供・援助⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供・援助

行	用語	説明
は	ハラスメント (P. 4)	嫌がらせ、いじめを意味し、さまざまな場面で、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるなどの言動。
	セクシュアル・ハラスメント (P. 4)	性的な言動、身体への不必要的接触、性的関係の強要など個人の生活の環境を害することや不利益を与えること。
	パタニティ・ハラスメント (P. 27)	育児のための休暇や時短勤務を申し出る男性に対する嫌がらせ行為。
	パワー・ハラスメント (P. 4)	職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるなど職場環境を悪化させること。また、職場以外の人間関係においても増えており、職場の中だけの問題といえなくなっている。
	マタニティ・ハラスメント (P. 27)	妊娠や出産・育児をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせや解雇・雇い止めなどの不当な扱いを行うこと。
	モラル・ハラスメント (P. 41)	言葉や態度などによる精神的な嫌がらせ行為。
	ファミリー・サポート・センター事業 (P. 34)	「子育ての援助を受けたい方」と「子育ての援助を行いたい方」の地域での相互援助活動の連絡、調整を行う事業。保護者の仕事や病気などを理由とした、保育所（園）・幼稚園の送迎及び帰宅後の預かりなどを行う。
ま	メディア・リテラシー (P. 23)	メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信することのこと。なお、推進条例第9条においてもメディア・リテラシーに関する規定を設けている。
ら	ライフステージ (P. 7)	人間の一生を、少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けて考えた段階。
	リベンジポルノ (P. 41)	本人の同意を得ずに、性的な画像や動画をインターネットやSNSなどに嫌がらせの目的で公開する性的暴力。
わ	ワーク・ライフ・バランス (P. 7)	仕事と生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
	ワンストップ支援 (P. 5)	複数の場所や担当に分散していた窓口を一元化することによって、複雑な手続きを簡素化し、相談者の負担軽減となる支援のこと。

第4次越谷市男女共同参画計画

～誰もが自分らしく輝き、多様な生き方を
認めあう社会をめざして～

令和3年(2021年)3月

編集 越谷市 市長公室 人権・男女共同参画推進課
〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
TEL 048-963-9113